

令和5年2月定例会 総務委員会（付託）

令和5年2月21日（火）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

増富委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時15分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案及び追加提出予定議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（提出議案（追加）、補正予算の概要、説明資料（その3））

- 議案第58号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第12号）
- 議案第59号 令和4年度徳島県用度事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和4年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 令和4年度徳島県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 令和4年度徳島県給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

【追加提出予定議案】（提出予定議案（追加）、説明資料（その4））

- 議案第82号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第84号 知事の退職手当の特例に関する条例の制定について

【報告事項】

なし

伊藤経営戦略部長

はじめに、追加提出議案等の全体状況について、御説明いたします。

資料の令和5年2月徳島県議会定例会提出議案（追加）を御覧ください。

去る2月16日の一般質問日に提出いたしました案件は、補正予算案24件となっております。

その内訳としましては、一般会計が第58号の1件、特別会計が第59号から第76号までの18件、企業会計が第77号から第81号までの5件となっております。

このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、予算案の第58号、第59号及び第74号から第76号の5件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

続いて、補正予算案につきまして御説明申し上げます。

お手元の令和4年度2月補正予算案の概要（追加分）を御覧ください。

1 ページの1に記載のとおり、一般会計の補正予算額は164億654万4,000円の減額となっております。

2 ページを御覧ください。

歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、上段（1）の歳入であります。主なものにつきまして御説明申し上げます。

01の県税につきましては、法人事業税の増などにより増額となっております。

02の地方消費税清算金につきましては、国内の消費及び輸入動向を反映し、増額となっております。

05の地方交付税につきましては、国の補正予算による追加交付などにより増額となっております。

09の国庫支出金につきましては、災害復旧事業費国庫負担金の減などにより減額となっております。

12の繰入金につきましては、二十一世紀創造基金の減などにより減額となっております。

15の県債につきましては、災害復旧債の減などにより減額となっております。

次に、下段の（2）歳出であります。02の総務費につきましては、減債基金への積立てを行うことなどから増額となっております。

06の農林水産業費及び08の土木費につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額であります。

10の教育費につきましては、給与費の所要額の減などによる減額であります。

11の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額であります。

3ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4ページ、5ページを御覧いただきまして、4ページが特別会計、5ページが企業会計であります。それぞれ事業費の確定等に伴う補正でございます。

次に、令和5年2月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）を御覧ください。

閉会日に、第82号から第84号までの条例案3件を追加提出する予定としております。

このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は第82号及び第84号の2件でございます。こちらの詳細につきましても、後ほど、別の資料にて御説明いたします。

追加提出議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、総務委員会説明資料（その3）に基づきまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の追加提出いたしました案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

説明資料1ページをお願いいたします。

令和4年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、今回の補正額は58億6,546万5,000円となっております。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,353億4,112万2,000円となっております。この増額の主な要因は、各種基金の積立金の補正などでございます。

2ページを御覧ください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正であり、補正額は16億1,871万5,000円の減額となっております。補正後の総額は、その右側の欄ですが、1,364億2,104万5,000円となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

各課別の主要事項につきまして、主なものを御説明させていただきます。

各課の共通要素としまして、給与費の補正を計上しております。

秘書課についてでございますが、秘書業務、行政広報に要する経費等の補正でございます。

4ページを御覧ください。

総務課につきましては、私立学校の振興に要する経費等の補正でございます。

5ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員研修に要する経費等の補正でございます。

6ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当等の補正でございます。

7ページを御覧ください。

7ページから8ページまで、財政課につきまして記載しておりますが、各種基金積立金の補正及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

9ページを御覧ください。

9ページから10ページまで、管財課につきまして記載しておりますが、庁舎の維持管理に要する経費等の補正でございます。

11ページを御覧ください。

11ページから12ページまで、税務課につきまして記載しておりますが、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

なお、13ページには県税等収入見込額を記載しており、当該県税の内訳につきましては14ページに記載のとおりでございます。

15ページを御覧ください。

スマート県庁推進課につきましては、県庁総合サービスネットワークの経費等の補正でございます。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費の補正でございます。

16ページを御覧ください。

監察局監察評価課につきましては、県庁ふれあいセンター、すだちくんテラスを活用した事業に要する経費等の補正でございます。

17ページを御覧ください。

監察局法人検査課につきましては、農林水産団体等の検査事務に要する経費等の補正でございます。

18ページを御覧ください。

監察局法制文書課につきましては、文書管理事務に要する経費等の補正でございます。

19ページを御覧ください。

19ページから20ページまで、出納局につきまして記載しておりますが、出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

21ページを御覧ください。

繰越明許費の追加といたしまして、管財課所管の合同庁舎等維持管理費におきまして、計画に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

22ページから23ページにかけまして、一般会計の補正予算に係る地方債の追加及び変更をお願いするもので、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、総務委員会説明資料（その4）を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、先ほど提出議案等の全体状況で御説明いたしました但、閉会日に追加提出する予定の案件でございます。

1 ページを御覧ください。

その他の議案といたしまして、条例案が2件でございます。

①徳島県税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税種別割の税率の特例措置が延長されること等に伴い、所要の改正を行うものであります。

3 ページを御覧ください。

②知事の退職手当の特例に関する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した県内の経済状況に鑑み、県民に寄り添うため、現在の任期に係る知事の退職手当を支給しないこととするものであります。

追加提出議案等の御説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

経営戦略部からは以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 増富委員長

以上で説明は終わりました。

なお、ただいま説明のありました議案第82号、徳島県税条例の一部改正について及び議案第84号、知事の退職手当の特例に関する条例の制定につきましては、去る2月15日の議会運営委員会において、本日の委員会で十分審議の上、議案提出予定の3月7日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしく御願いたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

#### 岡本委員

令和5年度の骨格予算の中に継続費があります。骨格予算というのを考えながら継続費の状況を説明してくれたら有り難いです。

#### 福岡財政課長

委員から、当初予算における継続費の考え方についてでございます。

令和5年度当初予算につきましては、骨格予算として編成するというところで、予算編成

方針の基本的な考え方としては、人件費や扶助費、公債費といった、いわゆる義務的経費については年間所要見込額を計上する。既に継続費や債務負担行為を設定している事業など、継続的な事業に要する経費については年間所要見込額を計上する。また、年度当初の事業執行に支障を来さないようにすることとしたところでございます。

その上で、令和5年度は、ロシアによるウクライナ侵攻や歴史的な円安等に伴います原油価格・物価高騰への対応、さらには、新型コロナなどへの感染症対策、防災・減災・県土強靱化をはじめとする安心・安全対策など喫緊の課題に切れ目なく対応するとともに、ポストコロナ新時代の幕開けに向けた施策の着実な推進に向け、年度当初から実施が必要な経費に配意して編成したところでございます。

こうした方針の下、令和5年度当初予算におきまして、ポストコロナ新時代の幕開けに向けた施策を着実に推進するため、これまで県民の皆様からの御意見や議会での御論議も踏まえた上で、年度当初から実施が必要な継続的な事業に要する経費として計上するものでございます。

#### 岡本委員

分かりました。県民の議論や御意見、議会での議論を踏まえた上での骨格なんだけど、継続費を入れたということだよ。そこを強調したほうがいいと思って、あえて質問しているんです。本会議の質問のときに、意外とここがなかったんで、その意味で質問しています。

そしたら、大鳴門橋自転車道設置事業と新ホール整備事業が継続費になっているよね。設定した理由が大事なので、ちゃんと委員会とか、議会で言うておいたほうがいいのかなと思って質問しているんです。その辺を。

#### 福岡財政課長

委員から、継続費の中で、大鳴門橋自転車道設置事業と新ホール整備事業についての御質問を頂いてございます。

まず、大鳴門橋自転車道設置事業につきましては、兵庫県及び本四高速株式会社と連携いたしまして事業を進めるものでございます。

平成30年度から自転車道設置に伴う重量増加による影響であったりとか、暴風時における安全性について風洞試験などにより検討を行い、その結果を基に技術的な課題の検討を進めてきておるところでございます。

その解決に一定のめどが立ったということで、兵庫県と歩調を合わせ、令和9年度の完成に向けて早期の事業着手ができるよう、骨格予算に計上するものでございます。

また、新ホール整備事業につきましては、これまで長きにわたる検討に加えまして、徳島市周辺のホールの休館や閉館によりまして、全国で唯一1,000席以上の観客規模の公共ホールがない状況が続いておるところでございます。

本県の文化振興とにぎわい創出にとって欠かすことのできない施設として、既に、これまでも県民の皆様からの御意見、県議会での御論議を頂いているところでございますので、少しでも早い開館を目指しまして、切れ目なく実施する必要があるということで、継続的に事業を進めるために骨格予算として計上させていただきました。

こうした継続費の設定につきましては、骨格予算ではありますが、早期の実施に当たりまして必要な設定であるということで適切に計上させていただいたと考えてございます。

岡本委員

大鳴門橋自転車道は兵庫県と歩調を合わせるということが大事だよね。だから、継続費なんだということですね。

新ホールはいろいろと議論になっているけど、少なくとも県議会での議論はもうやっているわけだから、だから継続費で入れたということでもいいんだよね。その辺を強調しておいたほうがいいと思って質問しています。それはそれでいいんだけど。

それで、財政調整的基金の残高等の話なんですけど、先ほどの説明でいくと、950億円から1,000億円になるということでもいいのかな。

福岡財政課長

令和4年度の2月補正後で、財政調整的基金は1,000億円になるというところでございます。

岡本委員

前に説明いただいたときは、財政調整的基金残高の950億円は令和4年度末で、令和5年度の予算を編成した後は900億円となっていたんよね。これが1,000億円になった。

令和5年度の予算を編成した後の財政調整的基金残高は900億円と案内いただいているんだけど、そうではなくて950億円になると理解すればいいのかな。その辺がちょっとよく分からない。

福岡財政課長

委員のお見込みのとおり、令和5年度の当初予算設定後は950億円ということになります。

岡本委員

前に案内いただいたのが50億円少ないから、良いことだから聞いているんです。950億円でしょう。それはそれでいいんです。

もう一つ、本会議の質問で、基金を有効に活用してくださいというお願いをして、知事もそのとおりにやりますということになっているんですが、例えば、ホールは二十一世紀創造基金から2億6,800万円取り崩すとなっているよね。令和5年度の予算を見ると、二十一世紀創造基金の取り崩しが約99億円。この資料は余り皆さんが見ない資料なんだけど、99億4,200万円を取り崩すことになっているんよね。僕は取り崩してやったほうがいいと言ったのでいいんだけど、二十一世紀創造基金というのは、令和5年度の予算を組んだ時点で、残額が幾らになるのか。さっき5,000万円ぐらい足すと言っていたんで、そんなのも合わせて。

福岡財政課長

二十一世紀創造基金の令和5年度骨格予算編成後の残高でございますが、129億円と  
なっております。

岡本委員

129億円ね。結構あるな。

それから、もう一つ。大鳴門橋は、交通網整備利用促進基金となっているんよね。これ  
を1億円取り崩すということかな。これも15億6,600万円を取り崩すことになっているよ  
ね。この予算というのはいっぱいあるんだけど、これも令和5年の編成後の残高は幾らに  
なるのか。

福岡財政課長

交通網整備利用促進基金の令和5年度当初予算編成後の残高でございますが、21億円と  
なります。

岡本委員

二十一世紀創造基金が129億円で、交通網利用促進基金が21億円。普通にいいことなん  
よね。このぐらいなんよ。

何が言いたいかといったら、私の立場から、たくさん取り崩してくれたのは非常にいい  
んです。いいんだけど、残高を大体維持しているという、その辺の説明はなかなかだけ  
ど、今の時期、機会があるごとに心配ないということを説明したほうがいい。もうこれ以  
上は言わないので、終わります。

庄野委員

最近、暮らしぶりが非常に厳しいというお声をよく聞きます。公務部門、民間部門もそ  
うであります。

私が聞くとところによると、徳島市内の一軒家で4人家族でオール電化の家庭なんですけ  
れども、電気代とかの高騰で、春先の電気代は3万円ぐらいだったのが6万円にもなっ  
ているということです。家計にとってかなり厳しい状況が続いてきているんだと思いま  
す。物価も、卵も牛乳もそうですけれども、油類も非常に上がってきておって、家計を圧  
迫しております。

それで、政府も県も対策をとられているんですけれども、やっぱり言われておるのが、  
春闘の重要性です。民間の大手、中小の賃上げを勝ち取ることで、そして、その賃上げ部分  
を、夏以降の国で言えば人事院の勧告、県で言えば人事委員会の勧告に反映させる。

そういうことで、今の時期、賃上げは非常に重要だということで、よく報道もされてい  
るんですが、経営者側もそうでもありますけれども、県の職員さんも人事委員会勧告でベー  
スアップが勧告されるということが望ましいんです。

それと同時に、県の職場には会計年度任用職員さんがかなり働いておられます。

県庁の業務を遂行していこうといえ、もはや会計年度任用職員さんのお力を借りなん  
だら、業務が回っていかないという状況にも来ているやに、私は感じておるんです。会計  
年度任用職員さんの処遇の改善等々については、私も本会議で質問もしましたし、委員会

でも御指摘もしました。

会計年度任用職員さんの勤勉手当について、国のほうで動きがあるようなので、現状が今後どのように変わりそうなのか。

本会議の中でも私が申し上げたときに、全国知事会とか、関西広域連合のほうからも会計年度任用職員さんの処遇の改善を求める声を上げていただいているという答弁もあったんです。少し光が見えてきたのかなと思うんですけども、そこらの現状を少し報告いただきたいなと思います。

#### 高崎人事課長

ただいま庄野委員より、会計年度任用職員の処遇改善について御質問いただきました。

会計年度任用職員制度は令和2年度から制度が開始となっております。本県におきましては、昇給に準じた制度の導入であったり、フルタイム職員はもとより、パートタイム職員に対しても期末手当の支給を行うなど、待遇の改善について図ってきたところでございます。

また、ベースアップのお話もございましたが、昨年秋の人事委員会の給与勧告、人事委員会勧告では、常勤職員の給料が3年ぶりに引上げとなったことを受けまして、会計年度任用職員の給料につきましても常勤職員に準じて引上げを行ったところでございます。また、ボーナスにつきましても不利益とならないように、常勤職員に準じて引上げを実施をしたところでございます。

いわゆるボーナス、期末勤勉手当でございますけれども、現行では制度上、委員がおっしゃったように期末手当のみ支給できるとなっておりまして、勤勉手当を支給することができない制度となっております。

このため、昨年5月には、この制度を所管する総務省に対しまして、県の政策提言を実施させていただきました。また、それとは別に、内閣府のほうで地方分権改革に関する提案募集制度というのがございまして、同様に提案をさせていただきました。そうしましたところ、委員からもお話がありましたように、賛同をいただける府県市がございまして、関西広域連合の構成団体とか、全国的にも賛同いただける方と共同提案という形で、本県が代表団体となって共同提案させていただいて、ヒアリング等を受けてきたところでございます。

そうした結果、昨年12月に、国から会計年度任用職員の勤勉手当の支給について検討を行うという対応方針が明らかにされたところでございます。加えて、去る1月23日には総務省より、勤勉手当の支給を可能とする規定の整備を行うために、今通常国会において地方自治法の改正法案を提出することが報道でも出たところでございます。

正に、本県から政策提言したことが実を結ぼうとしているところでございまして、法案審議をはじめ、国の状況を注視するとともに、必要に応じて適宜、適切な対応を時機を逸せずに行ってまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

いわゆる同一労働同一賃金ということがよく言われるんですけども、徳島県から政策提言したことが、全国の知事の賛同を呼び、関西広域連合の構成組織の知事さんの賛同も



得ながら、こうした努力が実を結びそうだということで、私は非常に敬意を表したいと思います。

今、市町村もそうですけれども、公務部門の中で、会計年度任用職員さんというのはなくてはならない。本当はもっと正規職員を増やしていくべきなんでしょうけれども、なかなか定数の関係もあったりして難しい中で、そうした会計年度任用職員さんに多くの業務を担っていただいているといるということで、この勤勉手当の支給が可能となる法律の改正が今国会でも行われる可能性が高いということで、非常にうれしく思います。法律が出来上がった段階では、勤勉手当が支給ができるように条例改正を迅速にお願いしたいと思っております。

正に、本県からの政策提言が実を結んだということで、これはもう全国的に非常に朗報でございます。いろんな声を聞いて、議会の中での声とかも聞いて、それを提言していく。粘り強く交渉していくということが、この度、実を結びそうだということで、非常にうれしく思いますし、心から皆様方の取組については敬意を表したいと思っております。

厳しい時代ですから、これからも少しでも手取り収入、可処分所得が増えるような方策を行っていただきたいと思っております。

次に、指定管理者制度というのが導入されて、もう大分なるんです。

指定管理制度ができる前は、公務部門を下支えをするような関連の施設、団体ということで、県に準じた給与が支給されていた団体も随分あったように、私は記憶しているんです。県も市町村もそうですけれども、それが指定管理になった。

先日、少し報道番組を見ておったら、例えば、市町村なんかで、図書館の業務を指定管理に出しておることが紹介されておったんです。そこで働く方々が、非常に安い賃金でやらざるを得ない状況が報道されておりました。私は、指定管理者においても、仕事に見合った収入が得られるようなことが必要じゃないかと思っております。特に、昨今の厳しい経済状況の中では、それは更に深刻になっていると思います。

指定管理者の選定については、選定委員会でいろんな角度から選定されているんですけれども、指定管理を受けたけれども、例えば、先ほど言いました電気もそうですけれども、諸物価の上昇でありますとか、運営していく上でどうしても上昇分に圧迫されて、指定管理で契約しとんだけれども、その圧迫分を人件費の削減にせざるを得ないという団体があったら非常に気の毒だなと思います。

指定管理はいろんな部局にまたがっているんで、一概にはあれなんですけれども、主に給与面とかそういうふうなことについて、非常に難しい質問だと思うんですけれども、この委員会でもし何か配慮みたいなことが言えるのであれば、ちょっとお答えいただきたいなと思ひまして、御質問させていただきました。

高崎人事課長

ただいま庄野委員より、指定管理団体の職員さんの処遇について御質問いただきました。

この指定管理者制度は、平成15年9月に地方自治法が改正されて、本県におきましても、現在は47の施設において指定管理制度を導入しております。

元々、民間のノウハウであったり、経営努力を生かして県有施設の効率的、また効果的

な管理運営を行うために導入された制度でございます。

指定管理者の募集に当たりましては、所管部局におきまして、まずは必要経費などを勘案して適正な基準額を設定いたします。事業者さんにおかれましては、その基準額の範囲内で収支や事業内容等も勘案して、事業を適正に実施できるか御判断いただいた上で、御応募いただいているものと承知しております。

一方、指定管理期間は原則5年間としておりますけれども、事業開始後に、当初予見ができなかったような著しい社会情勢の変化であったり、コスト水準の変動等によりまして指定管理料が不相当と認められる場合については、各指定管理者と基本協定書というのを締結し、その中において、指定管理料の変更についても協議を行うことができる旨を定めております。

最近ですと、令和2年度、令和3年度におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、事業継続に影響が出るといった指定管理者に対しまして増額を行ったところでございます。

また、本年度につきましては、先ほど委員からもお話がありましたように、原油価格の高騰で、光熱費高騰の影響を大きく受ける施設につきましては、それぞれの影響額であったり、収支の状況等を確認させていただいた上で、この2月補正でそれぞれの部局において増額の補正予算を計上もしているところでございます。このように、機を逸することなく、県民サービスの水準の確保と、県の施設でございますので、そういった観点からも対応に取り組んでいるところでございます。

この指定管理事業における職員さんの労働条件を確保するためには、委員からもお話がありましたように事業者の選定委員会、こちらは外部有識者を含む委員で構成をしておりますけれども、社会保険労務士など良好な就業環境の形成に識見を有する方を必ず入れてくださいとマニュアルにも明記しているところでございます。具体的には、安定した管理のための人的、物的経営基盤の状況、雇用条件等も就業環境の整備なども審査基準の中に入れていただくようマニュアルでも規定しておりまして、雇用や労働条件面からの審査、また委員からの意見の聴取も行うこととしております。また、事業開始後におきましても、職員の配置や労働条件等については、所管部局が毎年モニタリングを実施しているところでございます。

社会情勢の変化を注視しつつ、所管部局に対しましても、指定管理者との丁寧なやり取りを行うように情報共有を図りまして、引き続き、指定管理者制度の適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

## 庄野委員

物価高騰対策とか、そういうこともされておるということ、選定委員会の中で労働条件等々についてもやられておるということでございます。

指定管理者制度が導入されたのが平成15年で、かなり年数がたってきて、制度の定着が見られてきたと思うんですけれども、県の業務を担っていただいておりますので、先ほども申し上げましたけれども、やっぱりきちんとした賃金、収入が得られる、そうした仕組みづくりを、これからは是非よろしくお願ひしたいということをお願いいたします。

それから、さきの委員会でも申し上げましたけれども、超過勤務の縮減なり、非常に忙しいところへの人員の配置、そうしたことももう既にやられていると思うんですけども、重ねてお願いをしておきたいなと思います。やっぱりワークライフバランスが重要です。是非、そのことも念頭に置いて、これから本格的な異動の時期に入っていくと思うんですけども、それらを勘案して、健康で自信と確信を持って定年まで働いていけるような労働環境を是非とも作っていただきたいということを申し上げまして、終わります。

増富委員長

午餐のため、休憩いたします。（11時54分）

増富委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時04分）

古川委員

私からも何点かお聞きをしたいと思います。

まず、新年度予算の関係になりますが、県庁GXを推進していくと打ち出されております。

今回、私も一般質問の中で、2030年までの脱炭素の取組、CO<sub>2</sub>の排出量の削減がとにかく喫緊の課題だということで指摘をさせてもらって、そのために太陽光パネルの導入を最大限進めてほしいということを言いました。特に、公共施設での積極的な導入をとにかく進めてもらいたいということで質問したんです。知事からは答弁があったんですが、PPAの電力購入計画を活用してというような話もありました。こういうことを考えているんだと思うんですけども、今回、新年度にこのカーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素の取組の推進にどういうことを具体的に進めていくのか、まず教えてください。

吉田管財課長

ただいま古川委員から、カーボンニュートラルに係る御質問を頂きました。

今回、管財課のほうでこのカーボンニュートラルに関係する部分といたしましては、いわゆる電動車の導入が一番関係してくるのかなと考えてございます。

（「電動車の話は要らんのよ。万代庁舎の再生可能エネルギー導入について教えて」と言う者あり）

すみません。庁舎における再生可能エネルギーの調達の御質問を頂いております。

増富委員長

小休します（13時06分）

増富委員長

再開します。（13時07分）

吉田管財課長

ただいま、万代庁舎における再生可能エネルギー電力の調達について御質問いただきました。

県におきましては、地球温暖化対策の取組といたしまして、平成31年3月でございますけれども、電力調達に関する環境配慮方針を策定いたしまして、県有施設における電力調達につきまして、環境負荷の低減に積極的に取り組んでいるところでございます。

現在、万代庁舎におきましては、昨年度、再生可能エネルギーの50パーセントの導入という方針に基づきまして、電力入札を行いまして、現在、ゼロワットパワー株式会社という新電力の会社から調達しているところでございます。来年度につきましても、万代庁舎において同様に再生可能エネルギー50パーセント、今度は四国電力株式会社からの調達になるんですけれども、再生可能エネルギー電力の調達を引き続き行う予定にしております。

古川委員

新電力の購入だけですか。P P Aとかは一個も考えていないんですか。

吉田管財課長

古川委員から、万代庁舎以外のお話を頂きました。

万代庁舎と6合同庁舎につきましては、防災上の観点も含めまして、既に太陽光パネルの設置が終わっております。それ以外の県有庁舎への導入については、グリーン社会推進課が現在進めております。県有施設の屋根貸しという形で屋根の上に太陽光パネルを設置して、県庁舎の再生可能エネルギーとして太陽光エネルギーの導入を事業として進めているということでございます。

管財課が直接管理している庁舎につきましては、先ほど御説明したように、既に屋上に太陽光パネルを設置しておりますので、新たな設置のスペースがございませんので、現時点では考えてございません。

古川委員

そうしたら、P P Aについては取りあえずは環境部局が考えて、貸すときに契約したら管財課が考えるという、こういうスタンスでおるということでよろしいですね。

吉田管財課長

管財課のほうで管理している万代庁舎と6合同庁舎については、当然管財課のほうで設置したんですけれども、それ以外の、現在グリーン社会推進課のほうで進めておられる分については、それぞれの庁舎管理者が設置の許可を含めまして契約されると聞いてございます。

古川委員

既に知っていると思えますけれども、環境部局のほうで県版の脱炭素ロードマップというのを作っていて、可能な公共施設で50パーセントをやっていくという大きい目標を置いています。それについては、50パーセントをやるっていっても、まずは可能なところがどれ

ぐらいあるのかというのをまずきちんと出してからの50パーセントだろうという話をしています。多分全庁的に伝わっていると思います。そのあたりをピックアップしていく。管財課が管理している万代庁舎をはじめ管理しているところのピックアップは進んでいるんですか。

吉田管財課長

委員から、太陽光パネルの設置の新たなスペースといいますか、50パーセントに向けた方針の御質問を頂きました。

管財課には財産管理の担当もございまして、県有施設の屋根に太陽光パネルを置くことについては、行政財産の使用許可といった手続もございまして、グリーン社会推進課と連携しながら、協議を行っております。

先ほども申しましたように、建物として庁舎の上に置くという、いわゆる屋根貸し的なもので言えば、現在、万代庁舎と6合同庁舎の屋上については、既に太陽光パネルの設置があって、新たなスペースはなかなか難しいので、今設置されていない県有施設の屋上でどこがいいかというのをグリーン社会推進課のほうでいろいろと御検討されています。当然、その中で管財課も御相談に乗りながら、連携しながら50パーセントの目標に向けて協力をさせていただいてるところでございます。

古川委員

管財課が管理しているところでは、これ以上設置するスペースはないんだというような話でした。本当にそうでしょうか。もうちょっと掘り下げてピックアップして欲しいなと思います。いろんなスペースがあります。自転車置き場にも一部付いていますけど、本当にもうないのかどうか、しっかりと洗い出して。

一般質問の中でも言いましたけれども、各部局が本当に環境部局と同じ危機感を持ってやってほしい。知事は、太陽光パネルの公共施設の率先導入はもうやってるんだとかなり強調して答弁されましたけど、実態がどうなのかということです。そのあたりを各部局がしっかりとやってほしいなと思ってこの質問をしているんです。

再度、どこまでどういうところにできるのか、他県の事例とかも調べたり国の事例とかも調べたりして、本当にもうこれ以上できないのかどうか、しっかりと検討していただきたいなと思ってます。

それから、続いて、新年度の事業について、財政課のほうで、国へのいろんな提言を通して、一般財源の確保、地方創生交付金や包括支援交付金とか、このあたりをしっかりと確保していくという方針を出されています。本当にしっかりと進めて行ってほしいなと思います。

公明党も、この間、物価高に対しても地方創生交付金が使えるように進めましたし、公明党のほうもしっかり進めていくので、遠慮なくお手伝いもさせていただきたいと思っています。言っていただけたらと思いますので、このあたりもしっかり進めていただきたいなと思います。これはもう質問はいいです。要望だけです。

あと、もう1点。

一般質問の中でも言いましたけれども、これから人口が減って行って県職員自体も多分

減っていくんだらうなと人事課長さんも思われていると思うんです。

まず、保健所の体制です。

今は増員体制を組んでいます。保健所の体制、新年度は維持かなと思いますけど、ある程度落ち着いた後、どうしていこうと考えているのか。また、4月からこども家庭庁ができて、国のほうはかなり大幅な増員体制を敷くということですので、県のほうはどうしていくのか。どういう考えなのか。特に児童虐待も指摘させてもらいました。現場は大変な状況だと思いますので、そのあたりも含めて、基本的な考え方を教えてほしいと思います。

高崎人事課長

ただいま古川委員より、保健所でありますとか児童相談所、いわゆる児童虐待等の対応をしております現場の体制について御質問いただきました。

お話にありますように、近年のコロナ禍でありますとか児童虐待問題といった行政課題への対応についてしっかりと体制の強化をしていくためには、やはり現場力の根幹となります保健所、児童相談所の人員の体制強化が重要であると認識しております。

まず、保健所でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応で必要となります積極的疫学調査や検査体制の確保などの業務を担う体制を強化するために、全庁的な応援体制、外部人材の活用、加えて事務処理の一元化やアウトソーシングなどによりまして、保健所業務の負担軽減や効率化を図ってまいったところでございます。

さらに、令和4年度には過去最多となります18名の保健師を採用いたしまして、感染症対応に専属で従事できる保健師につきましては、コロナ前の令和元年度の21名から令和4年度には32名へと1.5倍に増員するなど、本県の公衆衛生の最前線を担う保健所機能を抜本的に強化もしてきたところでございます。全庁的な新型コロナウイルス感染症への応援体制も組んできたところでございますけれども、他部局からの応援につきましては、一応2月末で終了ということで、後は保健福祉部で対応することとしております。

ただ、新型コロナ、また新興・再興感染症に対応する必要もございます。5月8日には新型コロナウイルスも五類に移行するというのもございますが、そういった新型コロナをはじめ新興・再興感染症にもしっかりと対応することに加えまして、やはり保健所の恒常的な人員体制の強化というのも重要であると認識しております。令和5年度に向けましては、保健師の8名増員を現在見込んでいるところでございます。

引き続き、感染症危機管理対応をはじめ、健康危機管理の最前線拠点として、また慢性疾患予防をはじめ県民の皆様の健康を支える中核機関として地域に寄り添った体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

児童虐待に対応する児童相談所の対応でございます。

これまでは事務職や心理職、教員など様々な職種で対応してきたところではございますけれども、児童相談、対応件数の増加であったり、一層複雑化、困難化する虐待事案により専門的にきめ細かく対応ができるように、令和2年4月採用からは児童福祉といった採用枠を新たに設けまして、最前線の児童虐待に当たる児童福祉司の積極的な確保にも努めてきたところでございます。

また、令和5年4月採用に向けましては、新たな採用区分として福祉枠を設定いたしまして、児童福祉のみならず高齢者の方、また障がい者の方、生活困窮者支援など福祉のスペシャリストとなる専門人材を計10名確保しているところでございます。

さらには、児童相談所には警察のOBの方を会計年度任用職員として、中央、南部、西部、それぞれ1名配置しているところでございまして、児童虐待に関する現地調査にも御同行いただいたり、また、弁護士や医師を非常勤特別職として選任もさせていただいております。そうした高い専門知識を持つ外部人材の活用も図っているところでございます。

そうした様々な工夫によりまして、様々な困難事案にも的確に対応できる体制というのを引き続き整備をしてまいりたいと考えております。

加えて、児童相談所のDX化も進めていると伺っております。

児童相談管理システムを導入されると伺っております。業務効率化と職員の負担軽減にもつながるものと考えております。

専門知識を有する職員の継続的な確保はもとより、そうした業務効率化も併せて進めまして、全ての子供が安心・安全で健やかに成長できるこどもまんなか社会が実現するような体制整備に整えてまいりたいと考えております。

#### 古川委員

まず、保健所のほうは他部局からの増員体制を2月末で終了するとのことですが。

一般質問でも言いましたけど、災害でも感染症でも初期対応が極めて重要なんです。ですから、ある程度、初期にきちんと動ける人を確保していかないと、次何かあったら同じことの繰り返しになる。これは日本全体の話ですけれど、徳島県においても、地方も考えていかないと、国の指示を待つのではいかんと思いますので、このあたりをどうするかをしっかりと考えてほしいなと思います。

また、子供に対しては、児童相談所について確かに言いましたけど、児童相談所だけでなく、こども家庭庁で国は100名以上、150名ぐらい増やし、これからかなり次元の異なるような対策を打っていくと言ってるんです。県の体制は取りあえずは一緒ですか、取りあえず様子を見ようということで、考えたらよろしいんですかね。

#### 高崎人事課長

こども家庭庁を踏まえた徳島県の体制ということでございます。

本県におきましては、これまで保健福祉部で所管していた業務を、現在の未来創生文化部のほうに集約して、結婚支援から子育て支援と一貫通貫した組織体制を先んじて構築してきたところでございます。

こども家庭庁ができることに当たりまして、現在どういった課題が残っているのかといたるところを関係部局にもしっかりとヒアリングをさせていただきながら、こども家庭庁のカウンターパートとなれる県の体制の整備に今鋭意努めているところでございます。

限られた人員の中ではございますけれども、いろいろと工夫をしながら、できるだけこどもまんなか社会、子供を中心とした政策というのが県としてもしっかりと行えるような体制を構築できるように、鋭意努めているところでございます。

## 古川委員

前の委員会では、私も余り拙速にならずに取りあえず1年間ぐらいは見て、しっかり考えて体制整備したらいいと言いましたので、新年度は創意工夫で対応するというのでいいのかなと思います。

中長期的には、当然、人口が減っていくので県庁組織だけが人数を維持するというのは多分難しいんだろうと思います。でも仕事が増えても減ることはないと思うので、本当にそうなってくると、より少ない人数でどうしていくかということを実際に考えていかないといけない。すぐ目の前のことなので、知事選もあって新しい知事が誰になるかというのが決まってからみたいなことを考えてはいないと思いますけど、結局原案を作るのは職員なので、職員がきちんと考えておかないと進んでいかないと思うんです。

基本的な方向としては、一人の職員がいろんな仕事を広く担当していかざるを得ないと思います。そのあたりを現場、特に専門職なんかはやっぱ質が落ちるとか、反発はかなりあると思います。組合とかの反発はかなりあると思いますけども、これはやっぱり人事課としてしっかりとある程度は英断していかないといいかなと思います。

ただ、やり過ぎはいかんといいかなと思います。過ぎたるは及ばざるがごとしです。やり過ぎないようにということは、人事課がきちんと現場を分かってないと、どこまでやっていけるか、どこまで以上やったらいかんかというのが分かっていないと本当に難しい話になってくるので、このあたりをしっかりと見極めていってほしいなと思います。

一人が多く広く仕事をするということになると、どうしても浅くなるので、そのあたりにどういう対策をとるかというのは、先ほど課長も言われたように、弁護士さんとか、今はよく言われるスーパーバイザーとか、そういうきちんと後ろに専門的な人をある程度確保しといた上で前線の人をカバーできる体制、その二段構えというのはすごく大事だと思います。そのあたりをしっかりと今から考えていってほしいなと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

一般質問の中でも言いましたが、これからの社会情勢、特に高齢化社会と言いますが、今、お元気な高齢者が多いんです。ただ、2035年と言ったかな、85歳以上の高齢者が1,000万人を超えてきます。現状でも要介護の5割は85歳、認知症も4割です。85歳という人が1,000万人を超えてくると、社会情勢がかなり変わってくると思っています。こういう社会を近々迎えるんだということです。

二極化しているんです。これから高齢化が進むのは都会で、徳島県なんかはある程度ピークアウトしてきているんですけども、となると逆にそういうヘルスケアの人材がどんどん都会に取られていくというのがすごく危惧しています。そういう人材をどう徳島県に残していくのかというのが大事なんです。そのあたりの全体の社会情勢を見た上で経営戦略部なんで、県庁の全体の経営戦略を考える上でそういうような状況をしっかりと把握した上で進めていってほしいなと強く思いますので、よろしくお願ひいたします。

## 東条委員

実は私、コロナに感染をいたしまして、昨日まで自宅待機という状況でした。症状というのは軽症で熱もなく喉の痛みがちょっとあって、鼻水、せきが出ていたという状況だっ



たんですが、朝、県庁で検査をしたら陰性ということで、この場に出席させていただいてるわけなんです。

陽性が判明したときに、事の重大さというのに頭が真っ白になりました。本会議も欠席し、総務委員会にも出席ができないかもというようなことで、コロナにかかった自分というのをすごく責めたんです。

こんな経験を踏まえて、やっぱりオンラインはすごく大事ななということを痛感いたしました。議会は議会の問題なので議会で審議するという事なんですけれども、そこでお伺いしたいんです。

県庁内のオンラインのやり方、これはちょっと関係しているかどうか分からないんですが、特に徳島県の審議会とか審査会、そういった徳島県の重要施策を審議する会というのがたくさんあると思うんです。県庁内で開催される場合、オンラインでの参加というのは導入されているのかということをお伺いしたいと思います。

#### 戒スマート県庁推進課長

審議会等の会議におけるオンラインの活用等について御質問を頂いたところでございます。

アフターコロナの新しい働き方を進める上で、離れた場所にいる方とのオンライン会議の活用は不可欠なものであると考えております。また、出張経費の削減、移動時間の短縮、節約という効果も期待できまして、本県におきましては平成25年度にテレビ会議システム、平成30年度にウェブ会議システムなどを導入いたしまして、日々の業務とか会議におきまして日常的に使用させていただいているところでございます。

先ほどお問合せいただいた審議会等につきましての調査、実績等については把握していないところではあります。危機管理連絡調整会議、防災訓練、当部でありますと、例えばとくしま行財政改革プラン推進委員会、全国会議、そういったものへの出席などにつきましても、また多くの会議におきまして、それぞれの状況に合わせてオンライン会議の活用をしているという状況でございます。

#### 東条委員

今回、やはり意見を出していくというのは本当に貴重だなということをすごく痛感しております。今後、県でも挙県一致だとか徳島県総合計画審議会だとか、全体を網羅したような最重要な会議というのが開催されていると思うんです。

今後、このオンライン会議に向けてどういうふうな対策を立てられているのか、またどういうふうに進められようとしているのかちょっと教えていただきたいと思っております。

#### 戒スマート県庁推進課長

アフターコロナの新しい働き方ということで、県職員、テレワークも含めオンライン会議の普及につきましては、オンライン会議を利用できる環境を広く普及していくために、その環境の整備に力を入れていきたいと考えております。

また、そういったオンライン会議の活用等につきましても研修等の周知、そういったものを職員の間で普及させていきたいと考えております。

## 東条委員

これから環境整備をしていくということでございます。

コロナの感染だけでなく、雪が降って出てこられないといったような自然災害もあると思います。また、幅広い年代の方々に参加していただくためには、仕事と家庭の両立支援ということも考えたら、オンラインというのはこれから必要な状況になってくると考えます。

年に数えるしかない会議かも知れませんが、審議する場で専門性の高い御意見というのもありますし、任命者の方々はこの日のためにと勉強されたりしていると思います。十分、県民の意見を反映されるように、オンラインというのを今後も是非進めていただけたら、コロナ下でもありますし、職員同士もオンラインでつながっていくということもすごく大事だと思いますので、是非普及も考えていただきたいと要望して終わります。

## 増富委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

## 扶川議員

11月定例会の続きで公文書管理条例についてお尋ねいたします。

国の公文書管理法第34条は、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないとなっています。

法律と今回出ている条例案を比較してみました。目的の部分は法と条例案ほとんど同じですが、条例案の本体の部分では重要な点で違っていたり、明確でないところがあるので議論したいと思います。

はっきり違っているのは、法では第28条で内閣府に公文書管理委員会が置かれて、その委員会は内閣総理大臣が行政機関の長に対して公文書の管理について改善すべき旨の勧告をする際に、内閣総理大臣から諮問を受けて関係行政機関に資料提出を求めるなどの権限を持っております。私は11月定例会でも県条例においても公文書の管理が適正かどうか、第三者による点検が必要だということを意見申し上げておりましたが、この法では公文書管理委員会がその役割を果たしているわけです。

情報公開審査会、個人情報審査会が法律改正に伴って一つになって、今回、人員も増やされて不服審査のスピードアップを図るということになったことにつきましては、私は議

論してまいりましたが、一定改善されたということで、大いに評価したいんですけども、この審議会は国の公文書管理委員会のように現用文書について諮問を受けて答申を出すというような機能はないという話を昨日担当課から聞いております。ですので、改めてこの公文書管理条例案の中に第三者的な機関を盛り込む仕組みが必要だろうと思うんです。

この問題で、今の情報公開審査会に対して審査請求を行うという項目が入っていますけど、聞いたところ、いわゆる特定歴史公文書という非現用文書について、文書館に永久保存されている文書について、住民の利用とかそうしたことに対して不満があればそれを審査するという仕組みは持っているけれども、現用文書にはないということも確認しましたので、どうやっていくかということを確認したいんです。

ついでに時間がないので申し上げますけど、この問題につきましては、公文書管理法に関して法学者の宇賀克也東京大学教授が書いた本を拾い読みしました。その中で宇賀さんも、公文書管理委員会のような外部の有識者の知見を活用する仕組みを整備すべきであろう。文書管理条例の委任に基づく規則を制定、変更するに当たっても、係る第三者機関に諮問することが望ましい。もっとも、既に情報公開審議会ないし情報公開個人情報審議会のような政策立案型諮問機関が存在する場合には、当該審議会の所掌事務を拡張して公文書管理についても諮問機関の機能を兼備させることで足りると書いておられます。正に、私の問題意識を、東京大学教授ですけど最高裁の裁判官もされていたようですけれども、そういう方も既に全国に提言してるんです。県の条例にもそういう機能を持たせるべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

美原法制文書課長

ただいま扶川委員外議員より、公文書管理条例における第三者機関の在り方等につきまして御質問いただいたところでございます。

この公文書管理条例でございますが、今回、条例案として上程させていただいております。

まず、公文書管理条例の制定の今までの流れを振り返らせていただきますと、令和2年3月2日に庁内横断的な検討組織である徳島県公文書等管理条例（仮称）検討会議を設置し、その下部組織として実務担当者で構成する現行公文書と歴史的公文書の二つの部会を設け、作業を進めてきたところでございます。その各部会におきまして法律や他県の条例、国の公文書のデジタル化に係る検討等を参考にしながら、法律の構成や内容などを検討し、さらに検討会議において検討を加えるなどして、これまでに検討会議を6回、各部会をそれぞれ9回ずつ開催してきたところでございます。

令和4年6月総務委員会事前委員会におきまして、徳島県公文書管理条例骨子案を御報告させていただいた後、徳島県公文書管理条例素案の案を作成し、徳島県情報公開審査会及び文書館協議会の外部有識者からなる第三者機関へ諮問させていただき、頂いた意見を踏まえながら見直した徳島県公文書管理条例素案を、令和4年9月総務委員会付託委員会で御承認いただきました。

その後、令和4年10月にパブリックコメントを実施し、14名の方から20件の御意見を頂いたところでございます。これらの意見を踏まえまして、更に条例案の検討を実施し、本

議会で条例案を提案させていただいたところでございます。

こちらの検討の内容について、今御質問のありました審議会の位置付けでございますけれども、条例制定済みのほかの15都県のうち8都県において、条例で公文書管理委員会を設置しております。本県の条例素案を検討する過程におきまして、本県では、現行の公文書については情報公開審査会が権限を有し、さらに歴史的公文書等につきましては、文書館の運営について協議を行う審議会である文書館協議会が設置されております。それらを鑑みまして、香川県や鳥取県で採用されている公文書管理条例において審議会を設置せず、特定歴史公文書等の利用に係る審査請求については、情報公開審査会において行うというスキームを参考とさせていただいたものでございます。

なお、今回上程させていただいております条例案におきましては、本議会において同時に提案されております徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例に基づく徳島県情報公開・個人情報保護審査会に審査請求についての諮問をするという形での条例案を上程させていただいたところでございます。

その上で、公文書の管理の適正を担う審査会として第三者機関に調査権限を与えてはどうかというお話でございます。国の公文書管理法は内閣総理大臣に改善勧告、改善措置に対する報告義務などの権限を付与しておりますが、都道府県においては知事部局と議会事務局をはじめとした他の実施機関は独立の関係にあるため、既に条例制定済みの他県におきましても、条例で知事や第三者機関に同様の調査権限を与えている事例はございません。

条例案におきましては、公文書の管理が適正に行われることを確保するため、各実施機関におきまして公文書管理規程を設け、公文書の管理状況を公表するという規定を設けているところでございます。条例が可決された後、条例施行後につきましては、公文書管理条例及びそれに関する公文書管理規程等に基づき、それぞれの実施機関において文書管理の適正確保が図られるものと考えております。

なお、現在の知事部局においては、各所属長が各課における公文書の管理を総括するほか、各所属に文書取扱責任者と文書整理担当者を配置し、適正な文書管理に努めております。

条例が制定された後につきましては、その施行までの間に、改めて公文書管理の関係規程などの整備を行い、条例に基づいた公文書管理を進めていくものと考えております。

何より、公文書管理の適正を図るためには、職員一人一人の公文書管理条例とそれに基づく運用に関する正確な理解が最も重要と考えております。条例案を可決いただいた暁には、各実施機関における関係規則・規程の整備やガイドラインの制定、職員一人一人への研修などを確実に実施し、条例施行期日である令和6年4月1日から条例に基づく公文書管理が適切になされるよう、万全な準備を図ってまいります。

扶川議員

知事部局からやればいいんですよ。

警察とか議会とか関係ないところは、またそれぞれ知事部局がやればそれに沿って独自の仕組みを作ればいいので、知事部局でできるでしょう。だから8都県では公文書管理委員会を設置したりできているんじゃないんですか。

第三者に対して、例えば住民が公文書管理の在り方について疑問を持ったり、それから公文書が不存在というとき、情報公開のほうの審査会では、不存在だから、最初から非公開になってしまう。もう結論が出てしまっているんだから、不存在であること自体について議論する場所、審査してもらえないんです。それが全部担当課に任されてしまったら何にもならない。これまでと同じです。前も大分やいやい言いましたけれど。

例えば、秘書課が知事と前の市長と話合いをしたときの議事録が存在しない。庁内協議の議事録が存在しない。だから記念オーケストラ問題で誰が川岸さんを選任したかという話もよく分からない。これでどうやって意思形成過程を跡付けできるんですか。そういう問題が起きたときに審査する組織がなくてどうするんですか。ノーチェックじゃないですか。議会でやいやい言うしかない。住民の権利というのが保障されていないです。私はこれは論外だと思います。国でさえちゃんと作っているんだから。国は内閣総理大臣が全般に監督する力を持っていますけど、知事は知事部局に対して持っているでしょう。教育長は教育委員会に対して持っているでしょう。それぞれに作ればいいじゃないですか。私はそういう答弁では到底納得ができません。

それからもう一つ。

これからガイドラインを詳しく作っていく中で、一体何が意思形成過程の文書として重要なもので、何がささいなことなんで保存しなくていいのかという仕分け、これはものすごく重要です。内閣府に電話して聞きました。内閣府が主導して、まず考え方を示してガイドラインをきちんと作っているんですよ。そのひな形に基づいて各省庁が考えなさいと。各省庁の対応が不十分だったら内閣総理大臣がちゃんと点検できるんです。諮問機関として公文書管理委員会というのを作っているから。県だって当然そういう仕組みが要るでしょう。でないと、それぞれの部局が残したくない文書は作らずに捨ててしまう。これでどうやって適正な管理ができるんですか。説明してください。

美原法制文書課長

ただいま、公文書管理に関するガイドラインについて、御質問いただいたところでございます。

現在の知事部局で定めています公文書管理規則による運用では、個別具体の事案における公文書の作成については、施策や事業、経緯について熟知している担当部局において判断しているところでございます。

今回の公文書管理条例案については、条例の目的を達成するため意思決定過程や事務事業の実績に至る過程を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成しなければならないとしております。個別の業務に係る文書の作成につきましては、意思決定過程や事務事業の実績に係るものであるかどうか、事案が軽微なものであるかどうかを考慮して、政策や事業、経緯について熟知している業務担当課において判断するものであることは現行と変わりはありません。しかしながら、条例所管課として国の公文書管理に準じまして、どのような文書を作成する必要があるのかなどにつきましてのガイドラインを制定し、文書作成の指針を示すことを想定しております。

また、公文書の管理の適正化をどう図っていくのかという御質問を頂きました。

先ほどの質問に対する回答の繰り返しになりますけれども、条例制定後には施行までの

間に、改めて公文書管理規程、関係規程等との整備を行い、条例に基づいた公文書管理を進めてまいることとなっております。公文書管理規程には、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項を書き込むことを条例案の中に記載しております。

こういったことを踏まえまして、公文書管理の適正を図るためには、規程、ルールといったものは非常に重要でございますけれども、それよりも何よりもやはり業務担当課の職員一人一人が公文書管理条例とそれに基づく運用に対する理解をしていることが最も重要であると考えております。

この条例制定後、条例の趣旨に基づく運用が適切になされるよう、まずは関係規則、規程の整備、ガイドラインの制定をしっかりと行い、また職員一人一人の研修などを確実に実施し、条例施行日である令和6年4月1日から条例に基づく公文書管理が各所属において適切になされるよう、引き続き準備を進めてまいります。

増富委員長

時間が過ぎたんですけど、一言あるんだったらどうぞ。

扶川議員

納得いきません。

とにかく客観的に外部有識者を入れて住民から不満が出たり問題提起をされたりするときにはちゃんと点検ができる仕組み、それから各部署の運用の在り方について客観的に点検できる仕組みを知事部局から作るべきだという意見を申し上げて終わります。

増富委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第40号、議案第41号、議案第55号、議案第58号、議案第59号、議案第74号、議案第75号、議案第76号

以上で、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

経営戦略部・監察局関係の審査に当たり、伊藤経営戦略部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力を頂き、深く感謝を申し上げたいと思います。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分に尊重され、今後の諸施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

3年に及んだ新型コロナウイルス感染症は、アフターコロナに向けて新たな局面を迎えておりますが、依然、原油価格や物価の高騰が県民生活に大きな影響を与えております。

私も今回一般質問で質問させていただいたんですが、1問質問してほっとして水差しを全部こぼしてしまいました。後から取っ手が付いたということで、僕の唯一の成果やなと思う次第でございます。

皆様方におかれましては、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 伊藤経営戦略部長

増富委員長から御丁重に御挨拶いただきまして、誠にありがとうございます。

私のほうからも、本年度最後の委員会ということで、経営戦略部・監察局・出納局を代表いたしまして一言、御挨拶申し上げます。

増富委員長さん、山西副委員長さんをはじめ委員の皆様方には、この1年間、健全な財政運営や職員の働き方改革、県行政のDX・GX化に向けた取組など、経営戦略部・監察局・出納局関係の様々な案件につきまして、終始、熱心に御審議を頂き、幅広い視点から様々な御意見、御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

皆様方から頂戴いたしました貴重な御意見、御指導につきましては、私ども職員一同、今後の県勢発展に向け十分に活かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後、ますますの御活躍を祈念申し上げますとともに、我々職員に対しまして、今後、なお一層の御指導、御鞭撻ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間、誠にありがとうございました。

#### 増富委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（13時53分）